

# 東電元会長ら無罪主張

## 福島原発事故 検察役「予見できた」

東京電力福島第一原発事故を巡り、業務上過失致死傷罪で強制起訴された元会長の勝俣恒久被告(77)ら旧経営陣3人の初公判が30日、東京地裁(永淵健一裁判長)であり、3人はいずれも謝罪した上で、「事故は予見できなかった」と無罪を主張した。▼2面「予見できたか」、12面「社説」、13面「津波に学んだか」、29面「冒頭陳述要旨」、31面「責任追及へ一歩」

### 初公判

ほかに起訴されたのは、いずれも元副社長の武黒一郎被告(71)、武藤栄被告(67)。事故を巡っては国の調査委員会などが報告書をもとめたが未解明な点も多く、改めて事故に至る経緯が明らかになることが期待されている。



東京地裁に入る②東京電力元会長の勝俣恒久被告④元副社長の武黒一郎被告③元副社長の武藤栄被告=いずれも30日、東京都千代田区、小玉重隆撮影

裁判は、3人が、①東電が2008年3月に最大15・7層の津波が同原発を襲うとの計算結果を得た後、津波と事故の危険性を予見できたか②安全対策をしていれば事故を防げたかが焦点。

起訴状によると、3人は同原発が巨大な津波に襲われ、重大事故が発生することを予見しながら適切な安全対策を取らず、11年3月の東日本大震災に伴う津波で同原発の電源喪失などで

近隣病院の入院患者ら44人に避難を強いて死亡させたなどとされる。検察官役の指定弁護士は冒頭陳述で、3人は原発の安全確保のため、最終的な義務と責任を負っていたと位置づけ、勝俣氏は「意思

決定に関わる会議に出席しており、実質的な指示、判断を行っていた」と指摘。武黒、武藤両氏は補佐する立場だったとした。その上で、東電の津波対策の経緯を説明。08年3月に最大15・7層の津波が同原発を襲う「衝撃的な計算結果」が出て、原発の東側から南側を囲うような標高20層に至る防潮堤の図面が子会社によって作成された

の会議に出た際、出席者から「14層程度の津波がくる可能性もある」との発言があったと指摘した。これらを踏まえ、指定弁護士は「3人は事故を予見できたし、義務と責任を果たしていれば、事故は起きなかった」と述べた。一方、3人の弁護士は「事故当時、法令に基づいた安全対策がとられていた」と全面的に反論。15・7層という数値は「試算にすぎない」と述べ、根拠となった国の機関の地震発生予測も「専門家から疑問が呈され、信頼性も成熟性もなかった」と強調した。(志村恭司)

## 森友・小学校予定地 国が買い戻し

小学校開設を目指した森友学園(民事再生手続き中)に売却された大阪府豊中市の元国有地(8770平方メートル)を、国が買い戻したことが関係者への取材でわかった。買い戻しに伴い学園側には現状回復する義務があるが、土地には校舎が建っており、学園の管財人と国が協議を進めている。土地売買をめぐるのは、鑑定価格9億5600万円からごみ撤去費として8億

1900万円が値引きされたことが2月に表面化。会計検査院が検査しており、大阪地検特捜部は財務省近畿財務局職員に対する背任容疑での告発を受け、捜査している。

関係者によると、国は29日、契約時の特約に基づき売買価格と同額の1億3400万円で購入した。実際には学園側から分割で納められた約2700万円を返した形という。一方、学園側には契約を履行できなかった違約金1340万円を国に支払う義務がある。様々な疑惑が表面化し、学園は3月に小学校の設置認可申請を取り下げた。売買契約は3月末までに小学校用地として利用されなければ国が買い戻せるとする内容だった。ただし原則として土地を更地に戻す現状回復義務も含まれ、国は今後、校舎を施工、管理している建設業者などとの協議を始めるとみられる。学園の管財人は土地と校舎を第三者に転売する意向を示し、国と協議している。財務省は「担当者が不在で答えられない」としている。(畑宗太郎)

# 津波予見できたか

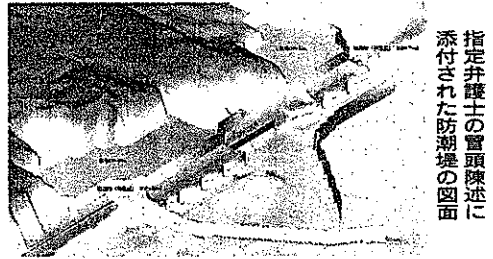
## 時刻時刻

なぜ東京電力福島第一原発の事故は防げなかったのか。未曾有の悲劇をもたらした事故の刑事責任を問う刑事裁判が30日、東京地裁で始まった。無罪を訴える被告の東電旧経営陣と、有罪の立証を目指す検察官役の指定弁護士が全面対決する構図だ。

### 福島第一

**弁護側** 「想定しない地震」  
**検察役** 「数値知り先送り」

「対策を先送りのした」と非難した。だが、弁護側は「専門家の判断を得て対策をす



指定弁護士の冒頭陳述に添付された防潮堤の図面

「被告(1)が15・7メートルの数値を認識していたかについて、指定弁護士は「武藤氏が08年8月に報告した」。弁護側は「報告を受けた事実はない」と否定し、そもそも報告の有無で主張が食い違った。

指定弁護士が、東電元会長の勝俣恒久被告(77)ら旧経営陣3人の有罪を得るには、原発事故につながった巨大津波を3人が予見できたことを具体的に示す必要がある。この日の初公判では弁護側と鋭く対立した。被告の弁護側は「実際の津波は、国の機関による地震予測「長期評価」も想定しない地震によって生じた巨大津波だった」と主張。算出された15・7メートルの津波は、原発の敷地南側から襲って来るとされ、対策工事をして防げず、原発事故は回避できなかった、とした。

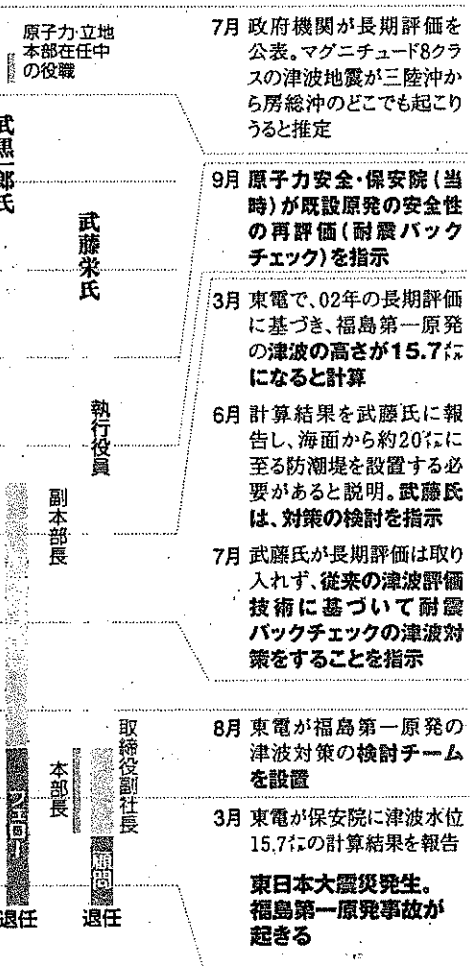
「津波を予見できた時点で、運転を停止していれば事故は防げた」とした。また、被告が津波の数値を知り先送りしていたかについて、指定弁護士は「東電が長期評価に基づいて具体的な対応を進めていたことの根拠として、子会社が作成した原発の東側から南側を囲うような標高20メートルに達する防潮堤建設の図面を提示。さらに、防潮堤などの対策が事故までに間に合わなくても、「津波を予見できなかった時点で、運転を停止していれば事故は防げた」とした。

また、被告が津波の数値を知り先送りしていたかについて、指定弁護士は「東電が長期評価に基づいて具体的な対応を進めていたことの根拠として、子会社が作成した原発の東側から南側を囲うような標高20メートルに達する防潮堤建設の図面を提示。さらに、防潮堤などの対策が事故までに間に合わなくても、「津波を予見できなかった時点で、運転を停止していれば事故は防げた」とした。

「対策を先送りのした」と非難した。だが、弁護側は「専門家の判断を得て対策をす

「被告(1)が15・7メートルの数値を認識していたかについて、指定弁護士は「武藤氏が08年8月に報告した」。弁護側は「報告を受けた事実はない」と否定し、そもそも報告の有無で主張が食い違った。

### 東電旧経営陣3人の役割と福島第一原発事故をめぐる主な経緯



7月 政府機関が長期評価を公表。マグニチュード8クラスの津波地震が三陸沖から房総沖のどこでも起こりうると推定

9月 原子力安全・保安院(当時)が既設原発の安全性の再評価(耐震バックチェック)を指示

3月 東電で、02年の長期評価に基づき、福島第一原発の津波の高さが15.7メートルになると計算

6月 計算結果を武藤氏に報告し、海面から約20メートルに至る防潮堤を設置する必要があると説明。武藤氏は、対策の検討を指示

7月 武藤氏が長期評価は取り入れず、従来の津波評価技術に基づいて耐震バックチェックの津波対策をすることを指示

8月 東電が福島第一原発の津波対策の検討チームを設置

3月 東電が保安院に津波水位15.7メートルの計算結果を報告

東日本大震災発生。福島第一原発事故が起きる

「被告(1)が15・7メートルの数値を認識していたかについて、指定弁護士は「武藤氏が08年8月に報告した」。弁護側は「報告を受けた事実はない」と否定し、そもそも報告の有無で主張が食い違った。

## 長期評価の認識焦点

「被告(1)が15・7メートルの数値を認識していたかについて、指定弁護士は「武藤氏が08年8月に報告した」。弁護側は「報告を受けた事実はない」と否定し、そもそも報告の有無で主張が食い違った。

焦点になるのは、福島沖でも大きな津波が起こる可能性を指摘した国の地震調査研究推進本部の「長期評価」の東電社内の扱った。08年当時、全国の原発で地震対策の見直し(バックチェック)が進められている時期だった。06年に原発の耐震指針が改定され、最新の知見に基づいて「極めてまれではあるが発生する可能性がある」地震や津波に備えるよう求められた。「推本(地震本部)を踏まえて評価せざるを得なくなった」10メートルを超えると建屋の流入対策が必要。指定弁護士が読み上げた当時の東電担当者のメールやメモからは、津波想定

「被告(1)が15・7メートルの数値を認識していたかについて、指定弁護士は「武藤氏が08年8月に報告した」。弁護側は「報告を受けた事実はない」と否定し、そもそも報告の有無で主張が食い違った。

「被告(1)が15・7メートルの数値を認識していたかについて、指定弁護士は「武藤氏が08年8月に報告した」。弁護側は「報告を受けた事実はない」と否定し、そもそも報告の有無で主張が食い違った。

「被告(1)が15・7メートルの数値を認識していたかについて、指定弁護士は「武藤氏が08年8月に報告した」。弁護側は「報告を受けた事実はない」と否定し、そもそも報告の有無で主張が食い違った。

(編集委員・佐々木英輔) (米谷陽一)